

「ルーロ合志マルチスペース」施設利用規約

本規約は、株式会社こうし未来研究所（以下「運営者」といいます。）が管理・運営する施設「ルーロ合志マルチスペース」（以下「本施設」といいます。）の利用について定めるものです。ご利用に際しては、本規約の内容を十分にご理解いただき、これを遵守してください。なお、運営者は本規約を予告なく適宜変更することができ、変更したときは、運営者が適当と認める方法にて利用希望者および利用者に通知するものとします。

1. 利用の申込み

(1) 当ページより「ルーロ合志マルチスペース施設利用申込書」（以下「申込書」）をダウンロードすることができます。

本施設の利用日時、利用人数および利用目的等の必要事項をご記入の上、メールかFAXにてお申込みください。予約受付はご利用日の3カ月前より可能です。

(2) 本施設の営業日および基本営業時間

基本営業時間は、9：00～21：00（休館日：年末年始）とします。

2. 利用にかかる権利の譲渡・転貸の禁止

利用者は、本施設を利用する権利について、その名目のいかんを問わず当該権利を第三者に譲渡し、当該権利に質権等の担保を設定する等、一切の処分行為をすることはできません。利用者は、運営者の文書による承諾を得ずに本施設を賃貸、使用貸借、同居その他名目のいかんを問わず第三者に利用させることはできません。

3. 本施設の付帯サービス

利用者は、施設利用料金とは別に料金を支払うことにより、本施設の利用に伴い、運営者から備品（プロジェクター・スクリーン・マイクセット・モニター55インチ）の貸出しのサービスを受けることができます。

4. 利用料金

(1) 施設利用料金等

施設利用料金・備品貸出料金等の利用料金については、運営者が定める料金をお支払いください。

(2) 支払方法

利用料金の支払いについては、指定期日までに利用者の手数料負担にて運営者指定の銀行口座にお振り込みください。事前の申し出により利用当日、現金にて精算いただくことも可能です。

5. 利用の制限

次の各号に該当する場合は、ご利用の申込みをお断りいたします。

- (1)本施設の設置・利用目的（会議または研修の実施）を逸脱または本施設の品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- (2)本施設にかかる法令の規定に反するとき。
- (3)公の秩序または善良なる風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (4)暴力団等に該当すること、暴力団等に支配されていることまたは暴力団等との関係を有していることが判明したとき。
- (5)集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (6)本施設の他の利用者に不都合または支障が生じる恐れがあると認められるとき。
- (7)本施設または設備・備品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (8)本施設の管理・運営上、支障があると認められるとき。
- (9)運営者に対して次の①から④までに掲げる行為のいずれかをしたとき（利用者の役員、利用者の従業員または利用者の委託をうけた者による場合を含む。）。
 - ①虚偽の事実を告げる行為
 - ②粗野もしくは乱暴な言動を用い、または迷惑を覚えさせるような方法で訪問しもしくは電話をかける行為
 - ③暴行または脅迫にわたる行為その他の違法な行為
 - ④金銭支払い、債務免除、契約締結、便宜供与その他の運営者が法律上の義務を負わない給付を、運営者の意思に反して求める行為
- (10)法令違反または不公正な営業等により社会的な信用を失ったとき。
- (11)その他運営者が不適当であると認めたとき。

6.予約の解除、利用の中止・停止・解除等

次の各号に該当する場合には、利用者が予約済または本施設の利用中であっても、運営者は、予約の解除または利用の中止・停止・解除等をさせていただくことがあります。その結果、利用者に損害が生じても、運営者は一切の責任を負いません。

- (1)前記「5.利用の制限」の各号の一に該当すると認められたとき。
- (2)申込書に虚偽の記載があったとき、または利用者の利用目的・利用内容等が運営者の承諾した利用目的・利用内容等と異なっていることが認められたとき。
- (3)利用者が利用を承諾された施設以外の場所において作業や会議等を行ったとき。
- (4)利用者が本施設内に危険物その他運営者が禁止した物を持ち込んだとき。
- (5)利用者が定員を大幅に超えて本施設に入室したとき。
- (6)利用者が本施設の利用等に関して利用承諾条件や運営者が定める規程等を遵守しなかったとき。
- (7)利用者が本施設の利用に関する法令等に定められた関係官公庁への届出を怠り、またはその指示に従わないとき。
- (8)天災地変その他の不可抗力によって本施設の利用ができなくなり、または人身・財産に危険が生じるおそれがあると運営者が判断したとき。
- (9)本施設の管理・運営上、やむを得ない事由が生じたとき。
- (10)その他、利用者が本規約に定める事項に違反したとき。

7.利用者の責務

利用者は、次の事項を遵守してください。

- (1)利用者は、常に善良なる管理者の注意をもって本施設を利用してください。
- (2)利用者は、運営者の定める規程等および関係法令の定める事項を自ら遵守するとともに、利用者の使用人・作業員等関係者および入室者等に対しても遵守させてください。
- (3)利用者は、運営者と連絡・調整を図りつつ、利用施設とその周辺に対する秩序維持、入室者の整理・案内誘導、使用人・作業員等関係者の管理・調整、および盗難・事故防止等を行ってください。
- (4)多数の入室が予測されるような会議等、運営者が警備および誘導体制について協議が必要と判断した場合、利用者は、事前に運営者と協議のうえ運営者の指示に従ってください。この場合、利用者は、運営者が指定する業者により、利用者の責任と負担において本施設内外の警備および入室者の整理・誘導等を行うものとします。
- (5)不測の災害や事故等に備え、本施設のご利用前に非常口、避難誘導方法、消火器の位置等を確認するとともに、利用者の使用人・作業員等関係者および入室者等に対して事前に説明してください。
- (6)利用者は、利用者の責任と負担において必要な損害賠償保険または傷害保険等に加入してください。
- (7)利用者は規程等に定める本施設の管理運営上危険な行為その他本施設の他の利用者または入室者等に迷惑を与える行為は行わないでください。
- (8)物品の搬出入時等に利用施設、備品または付帯設備等を汚損・破損するおそれのある場合は、運営者の指示に従い利用者の責任と負担において必ず床面、壁面を養生してください。
- (9)その他本施設のご利用に関しては、運営者の担当者とご相談のうえ、その指示に従ってください。

8.立入り

運営者または運営者の指定する者は、利用者が本施設を利用中であっても、本施設に立ち入り、点検し、必要であれば、適宜の処置を講じることができます。

9.原状回復等

- (1)利用者は、予約した利用時間を厳守し、当該利用時間内に利用施設、備品および付帯設備等を運営者が定める原状に回復し、運営者または運営者の指定する者の点検を受けて本施設から退室してください。当該利用時間を超過しても本施設から退室しない場合、利用者は、超過時間に応じて運営者が別途定める損害金および退室遅延により運営者が被った損害を賠償することになります。
- (2)前号の規定は、利用者が施設利用中に、前記「6、予約の解除、利用の中止・停止・解除等」に定める事由により運営者より利用の中止・停止・解除等を受けた場合にも適用されます。

10.損害賠償および免責

- (1)利用者、利用者の使用人・作業員等関係者または入室者等が本施設、備品および付帯設備等を毀損、汚損、紛失等したり、他の施設または本施設の他の利用者もしくは入室者等に損害を与えた場合、その他本施設の管理運営等に支障をきたす事態を発生させた場合、利用者は、ただちに運営者に連絡してください。この場合、利用者は、運営者および相手方の被った損害を賠償しなければなりません。

その他、運営者の定める規程等および施設利用に関する運営者との協議事項に違反した結果、運営者、他の施設または、本施設の他の利用者もしくは入室者等に損害を与えた場合、利用者は、運営者および相手方の被った損害を賠償しなければなりません。

- (2)不測の事故、天災地変または官公署の命令・指導等により、本施設の利用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても運営者はその損害を賠償する責を負いません。
- (3)運営者は、運営者の故意または重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等による利用者の損害について、その責を負いません。
- (4)本施設の備品または設備等の故障等により利用者の所期の目的が達成されない場合、運営者は、その責を負いません。